

18. 有害鳥獣被害防止対策の充実について

近畿部会提出
説明担当 舞鶴市

近年、野生鳥獣の生息分布域の拡大、里地・里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、シカ、イノシシ、クマ等の鳥獣による農作物被害が中山間地域を中心に全国的に発生し深刻化している。その被害は経済的な損失にとどまらず、農家の営農意欲を著しく減退させ、少子高齢化や農林業の担い手不足とも相まって、農村地域社会の崩壊を招きかねないほど大きな影響を及ぼしている。

こうした中、平成19年12月に「鳥獣被害防止対策措置法」が制定され、鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への捕獲許可の権限委譲など各種支援の充実が図られてきた。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する効果的な推進に資するため、特別措置法の一部改正が行われ、平成24年6月30日に施行されたところである。

しかしながら野生鳥獣による被害防止をより確実なものにするためには国、都道府県、市町村が一丸となって、地域リーダーや狩猟者などの人材育成、被害農家へのより広範な支援など地域ぐるみの被害防止活動を推進していくことが不可欠である。

各市町村は厳しい財政状況のなか、国・都道府県の支援を得ながら、鳥獣被害防止対策に尽力しているが、被害はなかなか減少せず、野生鳥獣の個体数の増加も推定され、根本的な解決には至っていないのが現状である。

よって、国におかれては、鳥獣被害防止対策の充実を図るため、下記の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 野生鳥獣の生息数及び生息分布域を正確に把握できる調査方法を確立した上、国において実施すること。特にサルについては大集団による群れで行動し、被害を受ける集落が特定できることから、集中的な被害防止対策と合わせて、群れを一斉捕獲して個体数調整を行うこと。
- 2 野生鳥獣は広域で移動し、被害が拡大していることから、市町村域、都道府県域を越えた広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。
- 3 野生鳥獣と人との棲み分けができるように、緩衝帯となる里地・里山の保全、整備対策を推進すること。
- 4 地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 5 有害鳥獣捕獲特定従事者の猟銃所持許可更新時に必要な射撃技能講習の免除規定の適用を平成26年12月3日以降も継続すること。